

酒

三郎 佐々木虎三郎、四石ハ昨十四日午後二時四十五分神
田郵便局ニ出頭局長ニ會見シ曩ニ提出セル歎願條項ノ
回答ヲ求メタルニ局長ヨリ口頭ヲ以テ左記回答ヲ為セリ

- 一 中里道三亮 新井平三郎ハ皆時労働運動ニ熱中シ
班長タルノ職責ヲ尽スニ不適當ト認め解任セル
之カ復任ニ就テハ曩ニ赤松氏ヨリ懇談モナリ
時機ニ適當ノ方法ヲ講スハク其ノ間本問題ニ
ナルコトヲ約シ其ノ機會ノ来ルコトヲ待テルモノニシテ今
日直ニ之ノ希望ニ添ヒ難キヲ遺憾トスルモ將來本
人ノ行動等適當ト認めタル時機ニ於テ尚考慮ス
二 西村立事問題ニ就テハ本人職務ニ熱心ニシテ何等不

都合アルヲ聞カス恐ラクハ何等カノ誤解ニ出テタル
ノナルヘシ

- 三 勤勉手当ノ配給ニ對シテハ之ヲ公平ニナスヘキハ勿論
ニシテ職ヲ異ニシ又今職間ニ在リテモ責任ノ轻重
勤勞ノ程度ニヨリ給與額ニ差ヲ生スルハ當然ニシテ
從來右方針ニヨリ公平ニ支給シ尙手當給與ノ都度不
平アラハ申出ツヘキヲ申渡セルモ今日迄不平ノ声
ヲ聞カス

- 四 局舎狹隘ノ爲メ目下ノ狀況ニ徴シ他ニ許可ノ餘地ナ
キモ將來局舎新築ノ上餘裕ヲ生セル場合ハ考慮ス
ヘシ

五 臨時者ノ本採用現ニ身元調査等完了ニ集配人タル